

## 令和3年度 第8回若桜町農業委員会定例会議事録

招集年月日	令和3年11月10日				招集の場所	若桜町保健センター 2階 大研修室			
開会時刻	午前9時00分				閉会時刻	午前10時10分			
出席委員	1番	伊井野 孝一	2番	西山 博文	3番	藪田 道正	4番	盛田 敬一	
	5番	小林 正樹	6番	田中 圭子			8番	津村 光明	
	9番	山本 義紀	10番	浅井 裕			推進委員	山本 昭子	
欠席委員	7番	永原 聡	推進委員	茗荷 主吉					
日 程	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の決定 4 報告事項 報告第1号 農業委員会行事等の報告について 報告第2号 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用の報告について 5 付議事項 議案第1号 非農地証明申請について 6 その他								
委員会出席者	中島事務局長 銀杏主事								
議事録署名委員	9番	山本 義紀	1番	伊井野 孝一					
議 事 内 容									
1. 開会	事務局	令和3年度第8回若桜町農業委員会定例会を開催します。本日は、農業委員10名中9名が出席ですので、今回の定例会は成立します。永原委員さんと茗荷推進委員さんは欠席です。会長さんよりあいさつをお願いします。							
2. 会長あいさつ	会 長	(会長あいさつ)							

3. 議事録署名委員の決定	会 長	議事録署名委員の決定です。今回は、9番の山本職務代理と1番の伊井野委員でお願いします。
4. 報告事項	会 長	報告事項です。報告第1号、農業委員会行事等の報告について、事務局よりお願いします。
	事務局	報告第1号、若桜町農業委員会関係の令和3年10月13日から11月9日までの行事等についてです。まず10月13日ですが、第7回農業委員会定例会を開催しました。25日に、第7回農業委員会定例会の議事録を若桜町ホームページに掲載しました。11月5日ですが、令和3年度農業委員会特別研修会が倉吉市で開催されました。そしてこの1ヶ月間で、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書を2件、利用権設定等申出書を1件受理しました。
	会 長	只今の報告について、質問、意見等はありませんか。
	委 員	(意見等なし)
	会 長	報告第2号、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用の報告について、事務局よりお願いします。
	事務局	<p>報告第2号、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用の報告についてです。2件あります。</p> <p>1件目の届出に係る農地は大字来見野字保位ヶ平989番2。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は350㎡です。申請者及び請負業者は八頭町にありますこおげ建設株式会社です。工事名は県道湯村温泉線耐震補強工事、転用目的は仮設道路、転用期間は令和3年11月15日から令和4年3月17日までで、これは農地への復元期間を含めます。工事完了後は、転用した区域を農地に復元し、地権者の確認を行うとのことです。</p> <p>2件目の届出に係る農地は大字来見野字保位ヶ平991番。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は794㎡ですが、そのうち300㎡を転用されます。申請者及び請負業者、工事名、転用目的、</p>

5. 付議事項

転用期間は1件目と同じです。工事完了後は1件目と同様に、転用した区域を農地に復元し、地権者の確認を得るとのことです。

会 長 担当委員から、何か報告はありますか。

職務代理 事務局から説明があったとおりで、公共工事に伴う転用であることと、工事終了後は農地に復元するというので、問題はないと思います。

会 長 只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (意見等なし)

会 長 付議事項です。議案第1号、非農地証明申請について、事務局よりお願いします。

事務局 議案第1号、非農地証明交付申請の承認についてです。

申請に係る農地は大字高野の農地1筆。地目は登記簿が田・現況が原野、農振区分は農用地区域外、都市計画区分は計画区域内、面積は95㎡です。所有者及び申請者は若桜町大字高野の〇〇〇〇となっており、非農地の事由としましては、20年以上耕作放棄され、農地として復旧することが困難というものです。

会 長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

盛田委員 この件は、先月の定例会で付議事項として出ていました申請の追加分です。詳細は先月に見ておりますので、同じ所に1筆漏れていたという解釈でよろしいかと思えます。先月と同様の判断をお願いします。

会 長 この件について、質問、意見等はありませんか。

6. その他	会 長	非農地証明の後に土地を売る等、何かする予定はありますか。
	盛田委員	売りに出しているのですが、なかなか売れないそうです。あの周辺は、何をやるにしても少々危険です。路肩も狭く、車も置けません。あの周辺を埋め立てて、遊歩道といった所にするという方法しかないでしょう。
	会 長	ほかに意見等がなければ、申請どおり決定してよろしいですか。
	委 員	(異議等なし)
	会 長	それでは、申請どおり決定します。
	会 長	その他の事項です。  ●事務局より、農地利用意向調査における所有者不明農地に関する情報提供の依頼あり。 ●荒廃農地B分類の非農地化に向けた方針について協議。次回定例会までに、事務局で今年度の荒廃農地の一覧及び図面を用意する。 ●次回定例会は、12月8日(水)9:00~に決定。
会 長	以上で、令和3年度第8回の定例会を終了します。	